

掛川市条例第27号

掛川市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

掛川市個人情報保護条例（平成17年掛川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

### 「第3章 個人情報の開示等

|     |                         |   |
|-----|-------------------------|---|
| 目次中 | 第1節 個人情報の開示等（第12条—第24条） | を |
|     | 第2節 不服申立て（第25条・第26条）    |   |
|     | 第4章 個人情報保護審議会（第27条）     | 」 |

### 「第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第12条—第23条）

第2節 訂正（第24条—第26条の5）

第3節 利用停止（第26条の6—第26条の11）に改める。

第4節 不服申立て（第26条の12—第26条の14）

第5節 他の制度との調整（第26条の15）

第4章 掛川市個人情報保護審査会（第27条—第27条の6）」

第5条第2項を削り、同条第3項中「法令等」を「法令又は条例（以下「法令等」という。）」に改め、「該当するとき」の次に「その他利用目的を達成するため本人以外の者から取得することにつき相当の理由があると認められるとき」を加え、同項第8号を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、思想、信条及び信教に関する個人情報を取得してはならない。ただし、事務の適正な遂行のために当該個人情報が必要かつ欠くことができないときは、この限りでない。

第5条第4項中「前項第1号」を「第2項第1号」に改める。

第8条第2項第4号を次のように改める。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

第8条第2項第5号及び第6号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

第8条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第8条の2 実施機関は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

「第3章 個人情報の開示等」 「第3章 開示、訂正及び利用停止  
を 第1節 開示  
に改める。  
第1節 個人情報の開示等」

第12条の次に次の1条を加える。

(開示請求の手続)

第12条の2 開示請求は、規則で定める請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第13条第1項中「開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）」を「開示請求者」に改め、同項第2号中「開示請求者（前条第2項）」を「開示することにより、開示請求者（第12条第2項）」に改め、「第4号」の次に「、次条第2項並びに第21条第1項」を加え、同条第2項を削る。

第14条及び第15条を次のように改める。

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号に規定する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められ

るときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第1号に規定する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

第16条及び第17条を削り、第18条を第16条とする。

第19条の見出しを「（開示請求に対する措置）」に改め、同条第1項中「（以下「開示決定」という。）」を削り、同条第2項中「不開示決定」を「開示をしない旨の決定」に改め、同条を第17条とする。

第20条を削る。

第21条の見出し中「記載」を「記載等」に改め、同条第1項中「第19条第1項」を「前条第1項」に、「保有自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第18条とする。

2 前項の場合において、実施機関は、当該決定の日から起算して1年以内に当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を通知するものとする。

第22条第1項中「第19条及び第20条の規定による決定」を「第17条第1項又は第2項の決定」に改め、「訂正等にあつては当該訂正請求等があつた日から起算して30日以内に」を削り、「第17条第3項」を「第12条の2第3項」に改め、同条第2項中「請求者」を「開示請求者」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の3条を加える。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第26条の13及び第26条の14において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第13条第3号イ又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示を受ける者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第12条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

第23条を削り、第24条を第23条とし、同条の次に次の節名及び1条を加える。

## 第2節 訂正

### (訂正請求権)

第24条 何人も、第22条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

「第2節 不服申立て」を削る。

第25条及び第26条を次のように改める。

### (訂正請求の手続)

第25条 訂正請求は、規則で定める請求書（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

### (保有個人情報の訂正義務)

第26条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

第26条の次に次の4条及び3節を加える。

### (訂正請求に対する措置)

第26条の2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第26条の3 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第25条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第26条の4 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第26条の5 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第26条の6 何人も、第22条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条第2項及び第3項の規定に違反して取得されたとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求をすることができる。

3 第1項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第26条の7 利用停止請求は、規則で定める請求書（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第26条の8 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第26条の9 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第26条の10 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第26条の7第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

ない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第26条の11 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4節 不服申立て

(審査会への諮問)

第26条の12 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、速やかに、掛川市個人情報保護審査会に諮問をしなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第26条の14において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとする場合
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとする場合

(諮問をした旨の通知)

第26条の13 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場

合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第26条の14 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第5節 他の制度との調整

(他の制度との調整)

第26条の15 法令等の規定により、保有個人情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は保有個人情報が記録された公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる等の場合における当該保有個人情報の開示については、当該法令等の定めるところによる。

2 法令等の規定により、保有個人情報の訂正又は利用停止を求めることができる場合における当該保有個人情報の訂正又は利用停止については、当該法令等の定めるところによる。

3 法令等の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手続の規定がない場合においては、当該法令等に反しない限り、この条例による訂正請求又は利用停止請求をすることができる。この場合において、第24条第1項又は第26条の6第1項の規定の適用については、法令等の規定により受けた開示は、第22条第1項の規定により受けた開示とみなす。

4 保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、掛川市情報公開条例の規定は、適用しない。

第4章を次のように改める。

#### 第4章 掛川市個人情報保護審査会

(掛川市個人情報保護審査会)

第27条 第26条の12の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、掛川市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、個人情報の保護に関する事項について実施

機関に意見を述べることができる。

- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第27条の2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第27条の3 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。
- 3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

(調査審議手続等の非公開)

第27条の4 第26条の12の規定による諮問に応じ審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条の5 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第27条の6 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第29条を次のように改める。

## 第29条 削除

第30条第1項第1号を次のように改める。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

第30条第1項第2号中「第8条第1項」を「第24条第1項」に、「統計調査によって集められた」を「統計調査に係る調査票情報に含まれる」に改め、同項第3号を削る。

第33条中「実施機関が」を「規則で」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の掛川市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第3章（第4節を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求、訂正請求及び利用停止請求について適用し、施行日前にされた開示請求、訂正請求、削除請求及び中止請求については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にされている改正前の掛川市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第25条に規定する行政不服審査法の規定による不服申立ては、新条例第26条の12に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

4 旧条例第26条第1項の規定により置かれた掛川市個人情報保護審査会は、新条例第27条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

(掛川市情報公開条例の一部改正)

5 掛川市情報公開条例（平成17年掛川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第28条中「実施機関が」を「規則で」に改める。